

(案)

個人情報保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度の在り方について

(答申)

令和4年7月

千葉県個人情報保護審議会

まえがき

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度も含め、全国的な共通ルールが個人情報の保護に関する法律に一元化された。これを受けて、地方公共団体に関する規定が令和5年4月1日に施行されることとなった。

本県の個人情報保護制度は、千葉県個人情報保護条例（平成5年条例第1号）により、個人の権利利益の保護を図ることとしているものであるが、今回の法改正に伴い、千葉県個人情報保護条例の廃止及び個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定める条例等の制定について、千葉県知事から令和4年6月20日付けで諮問を受けたことから、答申をまとめたものである。

については、本答申の内容を踏まえ、速やかに条例等の整備を行い、必要な措置を講じられたい。

- 【凡例】 法…デジタル整備法施行（令和5年4月1日）後の個人情報保護法  
条例…千葉県個人情報保護条例  
施行条例…千葉県個人情報保護法施行条例（仮称）  
審議会条例…千葉県個人情報保護審議会条例（仮称）  
審議会…千葉県個人情報保護審議会

## I 条例要配慮個人情報について

地域の特性その他の事情に応じて取扱いに特に配慮を要するものとして条例で定めることができる条例要配慮個人情報は、規定する必要はない。

### 【説明】

- 1 法及び条例における「要配慮個人情報」の定義については、いずれも同一である。

本県では、法定の要配慮個人情報を除き、地域の特性その他の事情に応じた独自の要配慮個人情報は設けておらず、また、条例要配慮個人情報として新たに追加すべきものも見受けられなかった。

- 2 したがって、地域の特性その他の事情に応じて取扱いに特に配慮を要するものとして施行条例で定めることができる条例要配慮個人情報は、規定する必要はない。

なお、条例において、一部の要配慮個人情報に関して収集制限を設けているが、法においては、このような規定を設けることは許容されていないことから、条例要配慮個人情報を規定する必要はない。

## II 個人情報ファイル簿について

個人情報ファイルの本人の数が1000人以上の場合は、個人情報ファイル簿を作成・公表することとし、1000人未満の場合は個人情報ファイル簿と同様の帳簿を作成・公表することを施行条例に規定することが適当である。

なお、現行の個人情報取扱事務登録簿の制度は廃止することが適当である。

### 【説明】

- 1 法が定める個人情報ファイル簿及び条例が定める個人情報取扱事務登録簿の制度は、いずれも、行政による個人情報の取扱いの内容をあらかじめ明らかにしておくことで、本人が自己に関する個人情報の取扱いの実態を認識しやすくするという制度趣旨に基づき、公的部門の組織が取扱う個人情報について、その利用目的や提供先などの一定の事項が記載された帳簿の作成・公表を義務付けているものである。
- 2 両制度の作成対象の範囲は実質的に同一であり、個人情報取扱事務登録簿の記載項目のほぼ全てが、個人情報ファイル簿の記載項目と同様の内容である。
- 3 したがって、法に基づき、個人情報ファイルの本人の数が1000人以上の場合は、個人情報ファイル簿を作成・公表することとし、1000人未満の場合については、施行条例において個人情報ファイル簿と同様の帳簿を作成・公表することを規定することが適当である。ただし、様式や今後の運用面において、両帳簿は一体性を持たせて作成・公表されるよう配慮されたい。

なお、現行の個人情報取扱事務登録簿の制度は廃止することが適当である。

### Ⅲ 開示・不開示情報について

公務員等の「氏名（警察職員であって規則で定めるものの氏名を除く。）」を開示情報として施行条例に規定することが適当である。

また、開示情報として、千葉県情報公開条例第8条第2号二に掲げる情報（食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報に含まれる出席者の情報）については、規定する必要はない。

不開示情報として、法令秘情報を規定する必要はない。

#### 【説明】

- 1 公務員等の「氏名（警察職員であって規則で定めるものの氏名を除く。）」を開示情報として現行どおり規定することが適当である。
- 2 食糧費の支出を伴う懇談会等の出席者の氏名等については、情報公開制度で対応すれば十分であり、規定する必要はない。
- 3 法令秘情報については、法第78条第1項各号の不開示情報に当たるかを実体的に考えるべきとするのが法の趣旨であることから、不開示情報として規定する必要はない。

#### IV 開示請求に係る手数料について

開示請求に係る手数料については、手数料を徴収しないことについて、施行条例で規定することが適当である。

なお、開示請求に係る文書又は図書の写しその他物品の供与に要する費用については、条例第29条と同様の内容を施行条例に規定することが適当である。

#### 【説明】

1 国とは異なり、本県においては、開示手数料は徴収していない。これは、個人情報保護制度における開示請求権は、県が管理している自己の個人情報について、どのように記録されているか、また、その記録が正確かどうかという個人情報の本人の関心や不安感に適切に対応するために設けられた権利であることから、開示請求に係る手数料を徴収することは適当ではないという理由による。

2 一方で、自己情報開示請求は請求者個人に係るものであり、その費用は、受益者が負担すべきとの考え方もあるが、1の理由により、現行では手数料を徴収しておらず、この理由は法施行後も妥当することから、特段現行の運用を変更する理由はない。

また、大量請求事案は見受けられるが、一部に留まっているため、あえて手数料を徴収する程の実態とはなっていない。

3 したがって、開示請求に係る手数料については、現行の運用が維持されるよう、手数料を徴収しないことについて、施行条例で規定することが適当である。

なお、開示請求に係る文書又は図書の写しその他物品の供与に要する費用については、現行上、条例第29条の規定により実費として徴収してお

り、施行条例においても現行の運用が維持されるよう、同条と同様の内容を規定することが適当である。

## V 開示の手続について

開示決定等期限について、迅速な決定を行うためには引き続き15日とすべきだが、適切な決定を行うための検討時間を十分確保するという観点からは30日とすることが適当である。そのため、慎重かつ十分な検討を行ったうえで期限を設定されたい。

訂正請求及び利用停止請求の請求期限については、設けないこととするのが適当である。

部分開示又は不開示の決定をした理由が消滅する期日をあらかじめ明らかにすることができるときは、当該期日を決定通知書等の書面に記載しなければならない旨を施行条例に規定することが適当である。

### 【説明】

- 1 情報化の進展に伴う社会情勢の変化を踏まえ、県が保有する個人情報も多岐に渡っており、自己情報の開示にあたっては、より慎重な対応が求められる。

そのため、開示決定等期限について、現行の15日では期限が短いことで適切な決定を行えないのではないかと懸念があるところ、期限を30日にすることで、十分な検討時間を確保することができ、その結果適切な開示決定等につながるものと考えられる。

したがって、迅速な開示決定等を行うために、現行の15日という考え方が一方で、適切な開示決定等を行うための検討時間を十分に確保するという観点からは、法と同様に30日とすることが望ましい。そのため、開示決定等期限については、慎重かつ十分な検討を行ったうえで設定されたい。

また、30日とする場合にあっては、早期に決定できるものは迅速な開示決定等を行うことを運用上求めることも考えられる。

- 2 訂正請求及び利用停止請求の請求期限については、現行を維持するため、設けないこととするのが適当である。
  
- 3 部分開示又は不開示の決定をした理由が消滅する期日をあらかじめ明らかにすることができるときは、当該期日を決定通知書等の書面に記載しなければならない旨を、現行どおり、施行条例に規定することが適当である。

## VI 地方公共団体に置く審議会等への諮問について

審議会に諮問することができる事項として、(1) 施行条例等の規定を改正し、又は廃止しようとする場合、(2) 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合、(3) 実施機関が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合を、施行条例に規定することが適当である。

### 【説明】

- 1 法第129条では、「地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、……個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会……に諮問することができる。」と規定している。一方で、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を行うべき旨を施行条例で定めることは許容されていない。
- 2 「特に必要であると認めるとき」に該当する事項として、国が想定しているものは下記(1)から(3)に掲げるものと同様であり、これらの内容で十分である。
  - (1) 施行条例等の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
  - (2) 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
  - (3) 実施機関が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合
- 3 したがって、審議会に諮問することができる事項として、上記(1)から(3)までの内容を規定することが適当である。

## VII 事業者に関する規定について

事業者に関する規定を設ける必要はない。

### 【説明】

- 1 法の規制対象である「個人情報取扱事業者」については、同法による義務等が課せられるため、条例上の「事業者」に該当するのは、「個人情報取扱事業者」以外の事業者となる。
- 2 事業者に関する規定は、法の規制が及ばない事業者に対しても県による規制ができるようにしたものであるが、このような規定を法の委任もなく施行条例で定めるのは適当ではない。
- 3 条例の規定に基づいて、事業者に対する規定が適用された事例はほとんどなく、また、法において、国と地方公共団体の役割分担が定められており、民間事業者に対する指導等は国の役割となっている。
- 4 したがって、県独自に事業者に関する規定を設ける必要はない。

## VIII 審議会条例について

現行条例上の審議会の権限等を審議会条例に規定することが適当である。

### 【説明】

- 1 担当事務、組織等に関する規定、審議会の調査権限等、委員による調査手続き、書面の写し等の送付、答申の尊重、建議、秘密の保持、会議の運営等、罰則については、法施行後も、審議会の組織及び運営等を維持するため欠くことのできない規定である。
- 2 したがって、現行条例上の審議会の権限等を審議会条例に規定することが適当である。

## IX その他の事項

### 1 運用状況の公表

条例第59条の公表規定に相当するものを施行条例に規定することが適当である。

### 2 委任

条例第61条の委任規定に相当するものを施行条例に規定することが適当である。

### 3 議会

法では、その適用対象機関として、地方公共団体の機関を規定しているが、基本的に議会は除かれている。

一方、条例では、「実施機関」として、執行機関のみならず、議会も含まれている。

これまで、議会が、条例に規定する「実施機関」の1つとして、執行機関と同様に、条例の規律に服していたことに鑑みると、法施行後においても、引き続き、個人情報の基本的な取扱いや開示請求等について、執行機関と同様の措置を講ずることが望ましい。

### 4 情報セキュリティの徹底について

先般、市の事務を受託している会社の社員が、全市民の住民基本台帳の情報等が記録されたUSBメモリーを紛失するという事案が起こった。一たびこのような事案が発生すると、県民の権利利益に重大な影響を及ぼし、県政に対する県民からの信頼を失いかねないものである。したがって、本県においては、改めてセキュリティ対策の検証や、委託先への周知の見直し等、より一層情報セキュリティ対策の徹底について留意されたい。